



2025年 9 月26日

各 位

会 社 名 巴 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 玉 井 章 友
(コード番号:6309 東証プライム市場)
問い合わせ先 総務部担当取締役執行役員 藤 井 修
(TEL : 03-3442-5128)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025年9月26日の取締役会決議により、会社法第459条第1項及び当社定款第34条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

本日の取締役会において決議した当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）の実施に伴う当社株式需給への影響を緩和するとともに、株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図り、また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とし、自己株式の取得を行うものであります。

なお、本売出しの詳細については、本日公表の「株式の売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 600,000株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.00%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 900,000,000円を上限とする |
| (4) 取 得 期 間 | 本売出しに係る売出価格等決定日(2025年10月6日(月))から2025年10月8日(水)までの間のいずれかの日)に応じて決定される本売出しの受渡期日の翌営業日(売出価格等決定日の6営業日後の日)から2026年4月30日(木)まで(注2) |
| (5) 取 得 方 法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け |
| (6) その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 玉井 章友に一任する。 | |

(注1) 市場動向等により一部または全部の取得が行われない可能性があります。

- (注2) ① 売出価格等決定日が2025年10月6日(月)の場合、「2025年10月15日(水)から2026年4月30日(木)まで」
② 売出価格等決定日が2025年10月7日(火)の場合、「2025年10月16日(木)から2026年4月30日(木)まで」
③ 売出価格等決定日が2025年10月8日(水)の場合、「2025年10月17日(金)から2026年4月30日(木)まで」

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(参考) 2025年8月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	29,934,666株
自己株式数	1,664,934株

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。